

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- 1 入札に付する事項 「空調機定期点検及び保守」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和 8 年 5 月 14 日(木) 14時00分
- 4 入札場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室
- 7 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
(3) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。
(6) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州沖縄地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申し込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 9 保証金等 (1) 入札保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除
- 10 入札の無効 (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 13 履行期間 契約締結日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
- 14 履行場所 航空自衛隊春日基地(北地区、南地区)
- 15 その他 (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により、「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- 16 お問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群 会計隊 契約班
担当: 佐嶋 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 空調機定期点検及び保守

代理人使用印鑑



令和8年5月14日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住所

会社名

代表者名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	空調機定期点検 及び保守	西基施LPS-X-0067-1	
		承認	令和5年 5月15日
		作成	令和5年 5月 1日
		改正	令和6年 3月14日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	西部航空警戒管制団 基地業務群		

1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊春日基地が管理している空気調和設備（以下「空調機」という。）の定期点検及び保守（以下「役務」という。）について適用するものである。

2 履行場所

調達要領指定書による。

3 点検

調達要領指定書による。

4 保守対象品目

調達要領指定書による。

5 役務内容

5.1 本役務の履行に当たっては、本仕様書及び設計図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」により実施するものとする。また、日本冷凍空調工業の保守点検ガイドラインに基づき交換部品等の選定を行うものとする。

5.2 シーズンオフ点検時に熱交換器を開放しスケールの付着及び腐食の有無を確認するものとする。またその際に、パッキンを交換するものとする。

5.3 履行期間中に故障が発生した際は、速やかに空調機の故障探求を行うものとする。

5.4 本役務は、「建築保全業務共通仕様書及び同解説」の点検内容に基づき、その結果を報告書によりその都度提出するものとする。

5.5 冷却塔については、水質処理剤を投入し適切な水質維持管理をするものとする。

6 特記事項

6.1 本仕様書及び設計図面に明記なき事項であっても、技術的及び取り合わせ上実施すべき事項については、監督官との協議のうえ契約相手方の負担において実施するものとする。

6.2 契約相手方は、内容に関し疑義が生じた際は、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

件名	空調機定期点検及び保守
----	-------------

6.3 基地内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して実施するものとする。契約相手方の責に帰すべき理由において、万一破損させた際は、速やかに契約相手方の負担において原形に復旧するものとする。

7 管理事項

7.1 契約相手方は、点検結果書及び監督官の指示する書類を期日までに提出するものとする。

7.2 点検の写真については、着手前、完了後及び作業中の隠ぺいとなる箇所並びに監督官の指示する箇所を撮影し、製本したアルバムを提出するものとする。

なお、作成要領については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年改訂）」及び「営繕工事写真作成要領」並びに「工事写真撮影ガイドブック（令和5年版）」を参考に整理するものとする。

7.3 契約相手方は、すべての役務終了後、必要な書類を提出したのち検査官が実施する検査を受けるものとする。

8 一般事項

8.1 関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い情報流出の防止に万全を期するものとし、下記の事項を厳守すること。

- a) パソコン及び可搬記憶媒体を基地内に持ち込む際は、監督官に申し出て必要な処置を行うこと。
- b) 関係書類の作成等を行うパソコンについては、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用し、パソコン内の内容に関するデータは検査終了後速やかに消去すること。
- c) 官側に提出する可搬記憶媒体については、最新のウイルス対策ソフトで検索しウイルスがないことを確認したうえで提出すること。

8.2 契約相手方は、安全に十分留意するものとし、万一事故が発生した際は契約相手方の責任において適切に処置すること。

8.3 契約相手方は、設計図面等を当該点検関係者以外に貸出し、複写及び閲覧させてはならない。

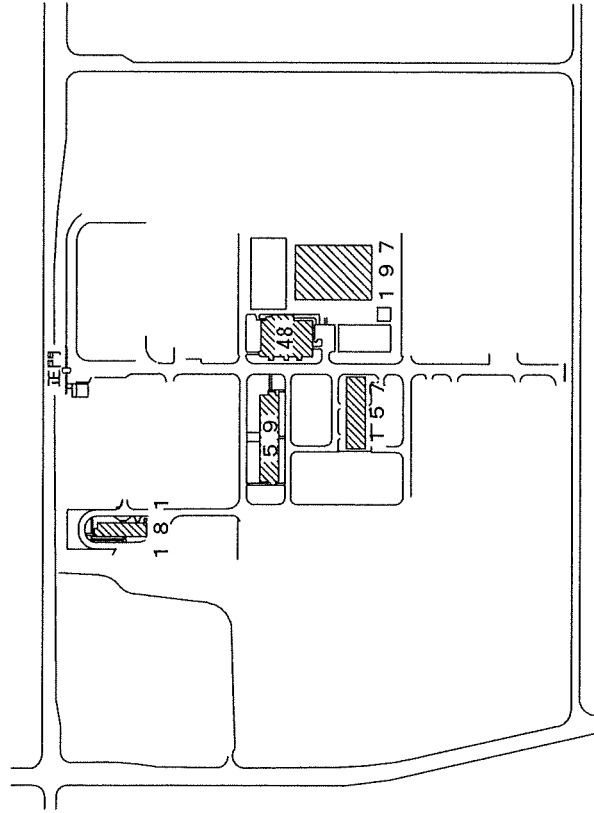
8.4 契約相手方は、必要な資格を有した現場代理人又は主任技術者を指名し、現場に常駐させ、その作業の監督指導を徹底させること。

8.5 契約相手方は、基地内の電気及び水を使用する場合、必要書類を提出するとともに、契約相手方の負担においてメーターを設置し、着手前及び完了後に契約相手方、監督官双方立会いのもと使用量を確認するものとする。

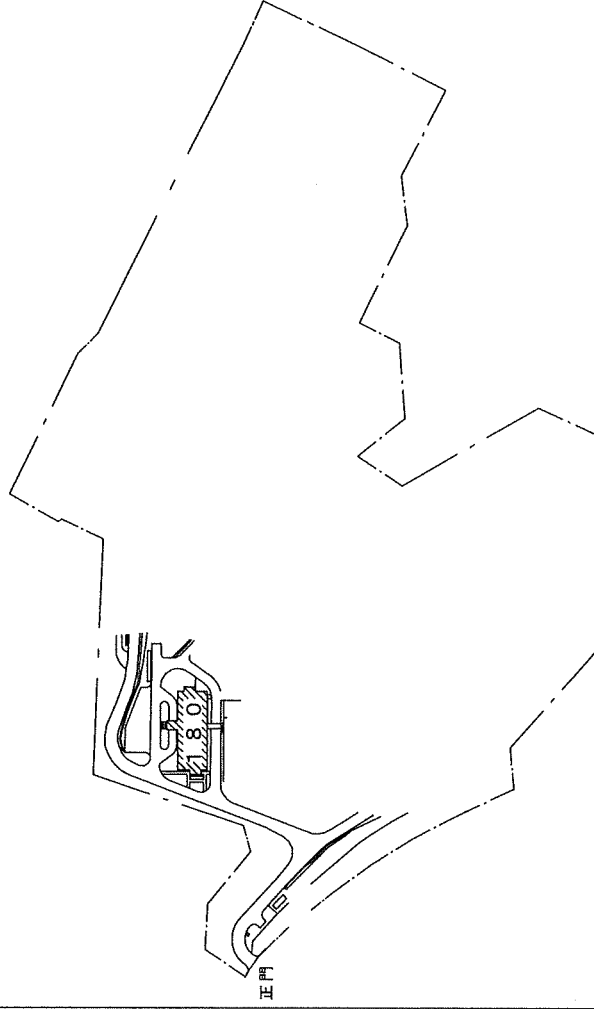
9 立ち入り制限

調達要領指定書による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	施設一
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 月 日
	作 成 部 隊	西部航空警戒管制団基地業務群
	作 成 年 月 日	令和8年3月 5日
品 名	空調機定期点検及び保守	
仕 様 書 番 号	西基施LPS-X-0067-1	
指定事項：		
2 履行場所		
<p>履行場所は、航空自衛隊春日基地とし、細部は、別図第1から別図第3を基準とする。</p>		
3 点検		
3.1 小型吸収冷温水機ユニット「CH-KG40ST（建物番号48、181）ヤザキ製」については、各種点検要領に基づき点検を行うものとする。		
3.2 小型吸収冷温水機ユニット「CH-KG40ST（建物番号48、181）ヤザキ製」の、「チェッカー（ヤザキ製）」は、「メンテナンス設定器（日本サーモエナー製）」の測定器具を使用し、内部状態（本体起動及び停止温度、高温再生器温度、吸収機の出口温度）の測定及び点検を行うものとする。		
3.3 小型吸収冷温水機ユニット「CH-KG40ST（建物番号48、181）ヤザキ製」は、履行期間中に水質処理材及び水素抑制剤を各機器ごとに1本ずつ投入するものとする。		
3.4 各機器の故障探求については、機器メーカーが推奨する器具を使用し、故障探求を実施するものとする。		
4 保守対象品目は、別紙を基準とする。		
9 立ち入り制限		
<p>作業従事者については、日本国籍を有し、現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する団体等を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。</p>		



北地区配置図



南地区配置図

